

令和7年度山形県ラーメン・そば県外イベント出店支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、山形県を代表する食文化かつ重要な観光資源であり、地域毎・季節毎に特色のあるラーメン及びそばを活用して山形県外からの観光誘客を促進するため、ラーメン・そば事業者が第3条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でラーメン・そば事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ラーメン・そば事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 山形県内に本店を有し、日常的に店舗型での営業によりラーメン又はそばを調理・販売している者（販売のみで調理を行わない者は除く。）、及びこれら複数のも
のにより構成される任意団体

ロ 山形県麺類飲食生活衛生同業組合及びその構成団体

ハ ラーメン又はそばの研究会等で知事が認めるもの

(2) 県外イベント ラーメン又はそばをはじめとする飲食物の販売を主たる内容として山形県外の会場で開催される催しで、かつ、不特定多数の一般消費者が参加できるもの（山形県又は山形県内の市町村が主催するものは除く）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 本補助金の交付申請を行うラーメン・そば事業者が過去に出店経験のない県外イベントに出店し、ラーメン又はそばを調理・販売するもの（販売のみでイベント会場で調理を行わないものは除く。）

(2) 前号のイベント会場内で、山形県が製作した「ラーメン県そば王国やまがた」ロゴマーク入りののぼり旗の掲出、左記ロゴマーク入りのノベルティの配付又は左記ロゴマークの掲示を行うもの

(3) 第1号に係るイベント来場者に対して、山形県の観光又は山形県全体のラーメン若しくはそばに関するプロモーションを併せて実施するもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する令和7年4月1日以降における別表に掲げる経費とし、補助金の額は、ラーメン・そば事業者につき、補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は300,000円のいずれか低い額とする。また、同一のラーメン・そば事業者に対する補助金の交付は1回までとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、ラーメン・そば事業者が出店する県外イベントの開催日初日から起算して30日前までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 ラーメン・そば事業者は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、ラーメン・そば事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をしたラーメン・そば事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をしたラーメン・そば事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 ラーメン・そば事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）に資金計画書（別記様式第8号）を添付して知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第10条 ラーメン・そば事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

別表（補助対象経費）

区分	内容
イベント出店料	イベント出店料（ただし、売上に応じた歩合の負担分は対象外）
旅費	イベント出店にあたっての移動に係る高速道路使用料、公共交通機関利用料、宿泊費
配送代	イベント出店時や終了後における材料・備品類等の配送代
その他	その他知事が必要と認める経費